

# 技能講習の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり開催しますので、受講を希望される方は住所地を管轄する警察署を経由して申込みを行ってください。

## 1 講習対象者

奈良県内に住所を有し、猟銃を所持している方のうち、

- ・ 猟銃の許可の更新を受けようとする場合
- ・ 新たに同種の猟銃の所持許可を受けようとする場合

で、許可または更新時において有効な技能講習修了証明書が必要な方が対象

## 2 講習開催日時及び場所等

別紙のとおり

## 3 講習内容

### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜き出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

### (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃は飛しょうする標的に対する射撃
- イ ライフル銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃は固定されている標的に対する射撃

## 4 講習手数料

12,700円(申込み時に奈良県収入証紙で納付してください。)

なお、受講しなかった場合でも手数料は返還致しません。

## 5 受講の手続

受講しようとする方は、受けようとする講習の申込期限までに、次により申込みを行ってください。

なお、定員になり次第受付を終了します。

### (1) 申込場所

住所地を管轄する警察署(田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎、さくら警察庁舎を含む。)

### (2) 提出書類

技能講習受講申込書 1通

## 6 その他

### (1) 受講当日の携行品

- ア 技能講習通知書
- イ 講習に使用する猟銃
- ウ 猟銃・空気銃所持許可証
- エ 適合実包又は猟銃用火薬類等譲受許可証
- オ 筆記具

### (2) 問い合わせ先

- ア 奈良県内の各警察署生活安全課(係)
- イ 奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号0742-23-0110 内線3045、3046